

引っ越しや家の清掃などで 多量に出たごみについて



**家庭から多量に出たごみを一度に処理
する場合は、ご自身で施設へ搬入する
ことになります。**

※多量の目安としては、一度に**100kg以上**、または**指定
ごみ袋(大)10袋以上**を排出する場合。

※多量に出たごみを通常の収集日に出す場合は、数回に
分けて出して下さい。

多量に出たごみを搬入する際は
搬入許可証が必要です。下記の方法
で手続を行って下さい。

手順

1

分別



①家庭ごみと同じ内容
で分別します。(ごみ
ハンドブックを参考
にして下さい)

②ごみを載せた車両で
環境課窓口へ

※粗大ごみは、1点につき粗大
ごみ処理券が1枚必要です。



【粗大ごみ処理券見本】

手順

2

搬入手続



環境課窓口にて搬入
手続を行う。分別を確
認したあとに搬入許可
証を発行します。

※分別が正しくないと搬入許可証
の発行ができません。

受付時間

月曜日~金曜日(土日祝祭日を除く)
■8:30~12:00 ■13:00~15:30

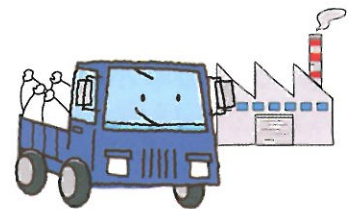
受付場所

環境課(市役所 地下2階)

手順

3

搬入



現地担当者の指示に従い、
計量及び搬入を行う。

※搬入許可証発行日のみの
搬入となります。

搬入時間

月曜日~金曜日(土日祝祭日を除く)
■8:30~11:30 ■13:00~16:30

搬入場所

倉浜衛生施設組合
(倉敷ダム近く 所要時間:約30分)

【手続の流れ】

※注意事項

- ①必ず分別して下さい。
- ②搬入車両を準備して下さい。
- ③実際に搬入するものを確認する必要があるため、許可証のみを事前に発行することはできません。
- ④事業所から出るごみについては、搬入許可証を発行することができません。(家庭ごみのみ対象)
- ⑤認印をご持参下さい。